生食輸発1208第1号 平成27年12月8日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部 監視安全課輸入食品安全対策室長 (公 印 省 略)

「平成27年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について (中国産しょうがのチアメトキサム及びグアテマラ産ブロッコリーのプロフェノホス)

標記については、平成27年3月30日付け食安輸発0330第3号(最終改正:平成27年12月4日付け生食輸発1204第3号)により通知したところです。

今般、輸入時のモニタリング検査の結果、中国産生鮮しょうがにおいて食品衛生 法違反の事例があったことから、下記の食品及び項目について、食品衛生法違反の 可能性を判断する目的で、モニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応するこ ととし、同通知の別表第2(製造者、製造所、輸出者及び包装者の欄を除く。)及び 別表第3に下記を追加します。

また、過去一年間の検査実績を踏まえ、同通知の別表第2からグアテマラ産ブロッコリーのプロフェノホスの項を削除するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしくお願いします。

記

検査強化日	対象国	対象品目	検査項目	製造者、製造所、輸出者及
	・地域			び包装者
平成27年12月8日	中国	しょうが及びその加工品	残留農薬	WEIFANG CHANGSHENG FOOD C
		(簡易な加工に限る。)	(チアメトキサム)	0., LTD.